

議案第34号

北名古屋市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

北名古屋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年5月8日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の申請を受け付けるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市後期高齢者医療に関する条例（平成20年北名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（市において行う事務の特例）

第4条 市は、当分の間、第2条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。